

被災地への市の救援活動 1月25日現在

DMAT(災害派遣医療チーム)を派遣

医師や看護師など4人からなるDMATが1月4日から3日間、23日から3日間、石川県の市立輪島病院などで夜間の救急対応や患者搬送などを行いました。



緊急消防援助隊を派遣

1月10日以降、消防職員を石川県輪島市へ派遣し、余震が続く中、行方不明者の救助活動などを行っています。



1次隊として、9人の消防職員を派遣

避難所運営職員・応急危険度判定士を派遣

1月14日以降、主に避難所支援を行う職員を輪島市へ派遣しています。17日には、被災した建物の危険度を判定する技術職員1人を穴水町へ派遣しました。

給水車(4t)1台、職員3人を派遣

1月19日に石川県七尾市へ。25日まで給水活動を行いました。

市営住宅の提供

市営住宅3戸を被災者を対象に無償提供しています。

あなたもできる救援活動!ご協力ください 令和6年能登半島地震災害 義援金

日本赤十字社が受け付けている義援金について、市役所1階ロビーなどに募金箱を設置しています。ご協力いただいた義援金は、市社会福祉協議会を通じて日本赤十字社へ送られ、被災者の生活支援に使われます。

市社会福祉協議会 ☎ 63-1111



防災担当 伊藤 博一

災害は決して他人事ではありません!

1月1日に発生した能登半島地震では、電気や水道などのライフラインや道路が寸断され、多くの被災者が生活物資の不足に苦しんでいます。災害が起きたときに生活に必要な備蓄品を自分で準備しておくことはとても大切です。紹介した備蓄品はほんの一例。自分の家に必要な備蓄品はどんなものかを考えながら災害に備えてください。

いつ起こるか分からない災害は、決して他人事ではありません。備蓄品以外にも、避難経路や安否確認の方法など日頃から家族で話し合っておくことも重要です。

いざという時の備え。備蓄品の確認を!

災害備蓄品など(市HP) ▶

水 3日分(9ℓ)の水が必要

今回の能登半島地震でも断水が発生。水が使えない状況が続いています。十分な量の飲料水があると、水かお湯を注いでご飯が炊ける「アルファ米」や即席麺など、非常食作りにも役立ちます。



食料品 1週間分を目安に!

普段食べている食材を備えることで、自分に合った備蓄食を無理なく、無駄なく備蓄しましょう。



モバイルバッテリー

停電していても情報収集や安否確認に必要なスマホを充電することができます。スマホの充電コードも忘れずに!

乾電池も重要なアイテム! サイズや数量をそろえておこう



簡易トイレ

断水するとトイレが使えません。極力トイレに行かずに済むよう、水分補給を控えた結果、体調不良になるケースも。



スーツケース

中身が空のままスーツケースを置いておくより、防災用品を入れておけば、「いざ」というときにそのまま持ち出せる!



家庭状況に合わせた備蓄

持病の薬や介護用品、ベビー用品など、家庭の状況によって必要なものも忘れずに準備を。

妊婦がいる

- 脱脂綿 ガーゼ 生理用品 さらし 母子手帳など

乳幼児がいる

- 粉ミルク、離乳食 哺乳瓶 おむつ おもちゃ・お菓子 母子手帳など

要介護者がいる

- 介護用品 補聴器 大人用紙おむつ 常備薬 障害者手帳など

この記事を読んだらすぐ実践! わが家の防災会議

- 紹介した備蓄品以外に何が必要?
- 避難場所や避難経路はどうする?
- 家族間の安否確認の方法は?
- 家の中に危険箇所はない?きちんと対策はできている?

1月1日に能登地方で震度7の地震が発生

地震対策の見直しを!

緊急特集



1月1日、石川県能登地方でマグニチュード7.6、最大震度7の令和6年能登半島地震が発生し、多くの家屋が倒壊するなど甚大な被害をもたらしています(写真:名張市消防職員撮影)。一方、南海トラフ地震もいつ起きてもおかしくないといわれています。地震に備え、皆さんの家庭でも地震対策を見直してください。 ☎ 危機管理室 ☎ 63-7271

三重県防災ガイドブックを活用し、地震対策を見直し!



あなたの家は大丈夫?今すぐ危険個所の確認を!

家の中の安全点検ポイント

- 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る
- 燃えにくい防災加工のカーテンをつける
- 扉には開閉防止金具を取り付ける
- 壁の絵などには落下防止の鎖をつける
- 冷蔵庫は倒れないように、金具などを使って壁に固定する
- ストーブは耐震自動消火装置付きの物を。周囲に燃えやすいものを置かない
- 家具と壁や柱の間に隙間ができないように、板などを家具の下に差し込んで寄りかかるように固定する

ブロック塀の安全点検ポイント

- 塀に傾きやひび割れはないか
- ひび割れ
- 鉄筋
- 厚さは15cm以上か(塀の高さが2m以下の場合は10cm以上)
- 高さ
- 地盤から2.2m以下かどうか
- 厚さ
- 根入れ
- 控え壁(塀の高さが1.2mを超える場合)や基礎の有無

3月1日~7日は建築物防災週間。ブロック塀の基準など、詳しくは都市計画室(63-7698)へ

耐震改修で固定資産税を減額!

改修工事をした住宅の固定資産税額が2分の1減額されます(1戸あたり120㎡分が限度)。減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度分に限ります。申請要件など、詳しくは市HPで

課税室 ☎ 63-7437



昭和56年5月以前の木造住宅は要注意!

能登半島地震では、木造家屋の倒壊が多くみられました。昭和56年5月以前に建てた木造住宅は、古い耐震基準のため、大規模な地震が発生した場合、倒壊する恐れがあります。窓や扉などが多く壁の量が少ない住宅や基礎がコンクリートでない住宅、瓦屋根などで屋根が重い住宅は特に要注意です。市では、例年、木造住宅の無料耐震診断や改修費の一部補助を実施。今年度の募集は終了しましたが、来年度も実施する予定です。詳しくは営繕住宅室(☎ 63-7740)までお問い合わせください。



営繕住宅室長 中嶋 優子